

事務連絡
令和3年8月17日

西原町立小中学校保護者各位

西原町教育委員会
教育長 新島 悟
(公印省略)

新型コロナワクチン接種について

平素より本町教育へのご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、沖縄県においては新型コロナウイルスの感染拡大が続き「緊急事態宣言」が延長されており、学校再開後も感染症対策を講じた上で学校教育活動を継続してまいります。

西原町では、新型コロナワクチン接種を5月から実施しておりますが、ワクチンは感染症に対する免疫をつけ、免疫効果を高めるために接種されます。これにより、個人の発症や重症化予防や、社会全体での感染症の流行を防ぐことが期待されています。

この度、西原町ではワクチン接種の対象を満12歳以上とし、接種券を発送しております。

つきましては、下記の内容をご理解いただき、ご家庭においてお子様の接種についてご判断いただきたいと存じます。なお、西原町では、小中学生の接種については、ワクチンの効果や副反応の説明のため保護者の同伴が必要となります。

記

1. 教育委員会及び学校の方針等

- (1) 新型コロナワクチンの接種は任意であり、ご家庭でご判断ください。
※判断に当たっては、町ホームページの「新型コロナウイルス関連情報」の「新型コロナワクチン接種について」もご参考ください。
- (2) ワクチン接種の有無によって差別等が起こらないよう、以下の点を指導します。
 - ① ワクチン接種は強制ではないこと。
 - ② 周囲にワクチン接種を強要してはいけないこと。
 - ③ 身体的な理由など様々な理由でワクチンを接種できない人や、接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること。
- (3) 児童生徒の学校行事等への参加に際し、ワクチン接種を条件とすることはありません。

2. 新型コロナワクチン接種に伴う出欠等の取扱い

- (1) 授業時間内の接種となった場合の取扱いは「出席停止等」とし、欠席扱いとはなりません。
- (2) 副反応であるかに関わらず、接種後に発熱等の風邪の症状が見られるときには、症状が治まるまでの間は「出席停止」とし、欠席扱いにはなりません。また、発熱等以外の頭痛や体のだるさ等、体調不良があった場合も、学校にご相談ください。

◆新型コロナワクチン接種の詳細につきましては、町から送付される接種券に同封された文書や、町ホームページにてご確認ください。